

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 143 号）が平成 27 年 9 月 18 日に公布・施行され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の一部が改正されました。

また、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 7 条の表「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」の項の 3 の二に、低減された旨の表示について「ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合にあっては、ナトリウムの量が当該他の食品に比べて低減された割合」を表示する特例を設けており、今般、「みそ」及び「しょうゆ」については、当該規定に該当する食品としました。

さらに、食品表示基準に基づく製造所固有記号制度については、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます（食品表示基準附則第 1 条ただし書）。

これらに伴い、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部を改正しました。また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準の解釈として本通知に明確化すべきと判断した点等についても併せて別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

なお、食品表示基準に基づく製造所固有記号制度に係る本通知の運用につきましては、平成 28 年 4 月 1 日より開始いたしますので、御留意の程よろしくをお願いします。